

長岡市建設工事前金払制度に関する要綱

昭和63年 3 月31日 告示第20号

最近改正 令和 7 年 3 月25日 告示第89号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長岡市建設工事請負基準約款（平成23年長岡市告示第98号。以下「約款」という。）第35条第12項の規定に基づき、同条の規定の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第 2 条 前払金（約款第35条第 5 項に規定する中間前払金（以下「中間前払金」という。）を除く。以下同じ。）又は中間前払金の支払を受けようとする受注者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 前払金 前払金申請書（別記第 1 号様式）

(2) 中間前払金 中間前払金認定申請書（別記第 1 号様式の 2）

2 前項第 2 号に規定する中間前払金認定申請書には、履行状況報告書（別記第 2 号様式）を添付するものとする。

(前払金等の支払決定通知)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、査定の上、前払金又は中間前払金（以下「前払金等」という。）の額を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により当該申請をした受注者に通知するものとする。

(1) 前払金 前払金額決定通知書（別記第 3 号様式）

(2) 中間前払金 中間前払金認定通知書（別記第 3 号様式の 2）

(前払金等の支払請求)

第 4 条 前払金等の決定通知を受けた受注者は、前払金等の支払請求をするときは、別に定める手続により行わなければならない。

2 市長は、前払金等の支払請求を受けたときは、適法な請求書を受理した日から起算して15日以内に前払金等を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その支払を延期することができる。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

申請のとおり前払いしてよいでしょうか。				起案		・	・
				決裁		・	・
課長	課長補佐	係長	係	公印使用許可			
				・部 ・個			

前 払 金 申 請 書

年 月 日

長岡市長 様

申請人 住 所
氏 名

長岡市建設工事前金払制度に関する要綱第 2 条の規定に基づき、下記工事について工事費用支払のため、前払金を受けたく申請します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	長岡市 地内
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 限	年 月 日
請 負 金 額	金 円
前 払 金 申 請 額	金 円
遵 守 事 項	1 前払金は、本工事費以外の経費に充当いたしません。 2 工事が工期末までに完成しなかった場合又は打切りとなった場合においては、前払金と工事執行額との差額を返納いたします。
添 付 書 類	保証証書
限 度 額	

第1号様式の2（第2条関係）

申請のとおり中間前払金の要件を満たしていることを
認定してよいでしょうか。

				起案	・	・
				決裁	・	・
課長	課長補佐	係長	係	公印使用許可		
				・		
				部 個		

中間前払金認定申請書

年 月 日

長岡市長 様

申請人 住 所
氏 名

長岡市建設工事前金払制度に関する要綱第2条の規定に基づき、下記工事について工事費用支払のため、中間前払金の請求についての認定を申請します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	長岡市 地内
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 限	年 月 日
請 負 金 額	金 円
前払金申請済額	金 円
遵 守 事 項	1 中間前払金は、本工事費以外の経費に充当いたしません。 2 工事が工期末までに完成しなかった場合又は打切りとなった場合 においては、前払金と工事執行額との差額を返納いたします。
添 付 書 類	履行状況報告書
摘 要	

第2号様式（第2条関係）

履 行 状 況 報 告 書

年 月 日現在

長岡市建設工事前金払制度に関する要綱第2条第2項に基づく履行状況を報告します。

工事番号 第 号 受注者

工事名 工事 現場代理人

契約工期			
月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
記 事			

※ 実施工程は前月までの出来高集計とする。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日

様

長岡市長

前払金額決定通知書

年 月 日付けで前払金の申請があった下記工事について、次のとおり決定したので通知します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	長岡市 地内
前 払 金 額	金 円
算 出 の 基 礎	工事請負契約金額 金 円×40%
減 額 又 は 不払いの理由	
備 考	速やかに請求書を提出してください。

第3号様式の2（第3条関係）

第 年 月 日

様

長岡市長

中間前払金認定通知書

年 月 日付けで申請があった下記工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	工事
工 事 場 所	長岡市 地内
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 工 期	令和 年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 （ A ）	円
前 払 金 額 （ B ）	円（10 万円未満切捨て）
中 間 前 払 金 額 （ C ）	円（10 万円未満切捨て） （A の 20% 以内。ただし、B + C が A の 60% 以内であること。）
摘 要	